

# 情報ネットワーク法学会

## ～法律系データベース利用の現状と展望～

### 「実務家の視点から」

平成24年12月1日  
たつき総合法律事務所 弁護士 平岡 敦

#### 第1 最初の疑問

なぜ自分の事件に類似する事件が、検索で1件もヒットしないのか？

→そもそも件数が少ないから →件数を増やすにはどうすればいいのか？

#### 第2 現状

平成23年司法統計：最高裁の民事訴訟事件の既済件数＝3151件【別紙参照】  
※上告事件と上告受理事件を併せて1本とカウント

最高裁のデータベースでの検索性＝63件【別紙参照】 ←1.99%

↑

切実な願い「最高裁判例とその原審・原原審くらいは100%カバーして欲しい！」

#### 第3 弁護士の意識調査

他の弁護士も同じように感じているのか？

→2009年に日弁連の全会員を対象にアンケートを実施【別紙参照】  
回答数514（26,958中＝1.90%）

-----  
最高裁データベース利用率＝73.73%

商用データベース利用率＝81.90%

導入しない理由＝必要性なし30%，価格37.69%

必要性なしの理由＝判例雑誌があるから35.82%，裁判所HP23.88%

満足しているか＝不満なし 15.17%

不満の理由＝①検索不的確，②価格，③件数

望ましい掲載範囲＝①判決理由あるものすべて，②全判例，③雑誌掲載判例

cf. 欠席判決及び調書判決を除く全判決と提言

望ましい価格＝①5,000円以下，②1万円以下，③1万5,000円以下  
-----

#### 第4 裁判所と出版社の役割分担

to 裁判所：元データを出してくれるだけでいい

to 出版社：分かり易い評釈・評価作成と、サイテーション・検索システムの充実

←これにはお金を払います！ ただし、工夫も必要。

to ???：仮名処理を裁判所の負担にしない仕組み作り

←国民のコンセンサスが得られる基準も必要

#### 第5 今後の動き

- ① 弁護士会として、判例データベースの検証を継続的に行っていく  
＝消費者団体としての弁護士会  
→使い勝手（スマホ対応？）や価格面での要望を伝える
- ② 弁護士が利用しやすい価格体系などの提案
- ③ 裁判所も含めた判例提供体制の確立に向けての協議
- ④ e裁判所全体の枠組みの中に、判例データベースも組み込んでいく  
→eファイリングによって、訴状，準備書面，証拠などすべてがデジタル化された形で訴訟上扱われ，判決文もデジタル形式が正本となる。自然に判決文のデータベースが形成される。あとは，どこまで公開するのか，仮名処理をどのようにするのかという問題だけが残る。

以 上

第1—1表 民事・行政事件の新受,既済,

裁判所 年次	総数			訴訟事件 <sup>1)</sup>			調停事件			その他の事件		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
最高裁判所												
昭和												
24年	502	260	370	364	157	326	...	...	...	138	103	44
25	651	391	630	458	220	564	...	...	...	193	171	66
30	1 330	1 254	1 676	1 074	1 003	1 634	...	...	...	256	251	42
35	2 074	2 004	2 636	1 557	1 500	2 592	...	...	...	517	504	44
40	2 354	2 197	2 004	1 746	1 588	1 947	...	...	...	608	609	57
45	2 054	1 865	1 338	1 498	1 308	1 271	...	...	...	556	557	67
50	2 063	2 300	1 049	1 540	1 761	1 014	...	...	...	523	539	35
55	2 187	2 251	1 082	1 553	1 588	1 033	...	...	...	634	663	49
60	2 790	2 874	1 787	1 976	2 054	1 707	...	...	...	814	820	80
平成												
2年	3 109	3 050	1 589	2 288	2 224	1 411	...	...	...	821	826	178
7	4 219	4 051	2 288	3 027	2 854	2 057	...	...	...	1 192	1 197	231
12)	6 476 (5 044)	6 179 (4 915)	2 240 (1 643)	4 557 (3 152)	4 273 (3 021)	1 901 (1 313)	...	...	...	1 919 (1 892)	1 906 (1 884)	339 (330)
16	7 119 (5 392)	7 578 (5 729)	1 957 (1 322)	5 056 (3 346)	5 454 (3 623)	1 651 (1 019)	...	...	...	2 063 (2 046)	2 124 (2 106)	306 (303)
17	7 267 (5 354)	7 363 (5 413)	1 861 (1 263)	5 263 (3 370)	5 345 (3 415)	1 569 (974)	...	...	...	2 004 (1 994)	2 018 (1 998)	292 (289)
18	7 180 (5 386)	7 498 (5 561)	1 543 (1 088)	5 066 (3 294)	5 407 (3 493)	1 228 (775)	...	...	...	2 114 (2 092)	2 091 (2 068)	315 (313)
19	6 651 (4 970)	6 790 (5 052)	1 404 (1 006)	4 688 (3 025)	4 851 (3 132)	1 065 (668)	...	...	...	1 963 (1 945)	1 939 (1 920)	339 (338)
20	6 804 (4 978)	6 601 (4 898)	1 607 (1 086)	4 937 (3 136)	4 660 (2 978)	1 342 (826)	...	...	...	1 867 (1 842)	1 941 (1 920)	265 (260)
21	6 927 (5 024)	6 912 (5 027)	1 622 (1 093)	5 186 (3 310)	5 179 (3 314)	1 349 (822)	...	...	...	1 741 (1 724)	1 723 (1 713)	273 (271)
22	7 410 (5 321)	6 905 (4 989)	2 127 (1 425)	5 577 (3 516)	5 107 (3 210)	1 819 (1 128)	...	...	...	1 833 (1 805)	1 798 (1 779)	308 (297)
23	7 627 (5 502)	6 654 (4 884)	3 100 (2 043)	5 775 (3 679)	4 890 (3 151)	2 704 (1 656)	...	...	...	1 852 (1 823)	1 764 (1 733)	396 (387)
全裁判所												
昭和												
24年	336 171	330 442	76 397	50 255	43 201	45 371	44 919	45 350	13 221	240 997	241 891	17 805
25	429 853	412 603	93 587	74 215	63 006	56 573	56 300	53 390	16 061	299 338	296 207	20 583
30	827 659	820 669	166 025	155 575	148 978	107 196	78 955	77 766	23 721	590 129	593 925	35 108
35	970 134	960 975	294 957	166 518	168 720	126 499	64 936	66 231	22 530	738 690	726 024	145 928
40	1 255 547	1 249 433	345 162	176 523	172 173	126 156	52 067	52 131	20 099	1 026 957	1 025 129	198 907
45	1 231 321	1 218 286	391 857	190 916	183 417	159 710	53 377	52 455	22 028	987 028	982 414	210 119
50	1 076 665	1 088 448	344 744	165 687	168 990	147 304	45 495	45 627	18 406	865 483	873 831	179 034
55	1 469 848	1 445 279	406 077	221 393	216 126	156 798	64 868	64 084	21 371	1 183 587	1 165 069	227 908
60	2 548 585	2 531 824	642 193	380 539	383 873	191 308	89 209	108 263	25 828	2 078 837	2 039 688	425 057
平成												
2年	1 715 193	1 779 269	462 707	229 718	237 985	141 275	61 007	59 683	21 268	1 424 468	1 481 601	390 164
7	2 411 360	2 389 961	697 171	423 454	424 444	183 038	130 808	129 150	31 438	1 857 098	1 826 367	482 695
12	3 051 709	3 062 459	779 557	524 864	530 276	167 953	317 986	298 556	66 105	2 208 839	2 233 627	545 499
16	3 173 083	3 269 885	690 146	566 408	571 885	164 831	440 724	485 953	56 137	2 165 950	2 212 047	469 179
17	2 712 896	2 827 169	575 873	566 288	567 215	163 904	322 987	330 676	48 448	1 823 621	1 929 278	363 522
18	2 621 139	2 639 324	557 688	621 883	601 376	184 411	304 049	303 579	48 918	1 656 207	1 734 370	324 359
19	2 255 537	2 259 171	514 054	733 151	705 156	212 406	255 565	271 409	33 074	1 266 821	1 322 606	268 574
20	2 252 437	2 219 511	546 980	827 514	801 776	238 144	150 161	160 659	22 576	1 274 762	1 257 076	286 260
21	2 408 564	2 357 124	598 420	974 175	911 416	300 902	108 615	112 861	18 330	1 325 774	1 332 847	279 187
22	2 179 355	2 241 397	526 378	910 466	947 363	264 006	87 808	90 888	15 250	1 181 081	1 203 146	257 122
23	1 985 298	2 045 656	476 020	820 120	859 561	224 565	74 896	78 210	11 936	1 090 282	1 107 885	239 519

1) 平成9年以前の訴訟事件の範囲は、第一審(通常訴訟, 人事訴訟, 手形・小切手訴訟及び行政第一審訴訟)、控訴、上告(特別上告を含む。)、再審(訴訟)及び上告受理(飛躍上告受理及び特別上告受理を含む。)の各事件である。  
平成10年以降の訴訟事件の範囲は、第一審(通常訴訟, 人事訴訟, 手形・小切手訴訟及び行政第一審訴訟(少額訴訟及び少額訴訟判決に対する異議申立てを含む。))、控訴、上告(上告受理及び特別上告を含む。)、再審(訴訟)、控訴提起、上告提起(飛躍上告提起、少額異議判決に対する特別上告提起及び特別上告提起を含む。)及び上告受理申立て(飛躍上告受理申立てを含む。)の各事件である。  
2) 最高裁判所の平成12年以降の各欄の下の数値は、訴訟事件の欄のものは、一つの原判決に対する上告事件と上告受理事件とを合わせて1件として計上した場合の件数を、その他の事件の欄のものは、一つの原決定に対する特別抗告事件と許可抗告事件とを合わせて1件として計上した場合の件数を、総数の欄のものは、これらを合計した件数をそれぞれ示している。



[トップページへ](#)

[裁判所トップページ](#) > [裁判例情報](#)

[判例検索システム](#) > [検索結果一覧表示画面](#)

[一各判例について](#) [一使い方](#)

- [総合検索](#)
- [最高裁判所判例集](#)
- [高等裁判所判例集](#)
- [下級裁判所判例集](#)
- [行政事件裁判例集](#)
- [労働事件裁判例集](#)
- [知的財産裁判例集](#)

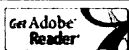
最高裁判例  
63件中1～10件を表示

[一検索条件指定画面へ戻る](#)  
[次へ](#)

裁判年月日 降順 ▼

最高裁判例	平成21(行ヒ)217 審決取消請求事件 平成23年12月20日 最高裁判所第三小法廷 判決 破棄自判 知的財産高等裁判所	全文
最高裁判例	平成22(受)2324 請負代金請求本訴, 損害賠償等請求反訴事件 平成23年12月16日 最高裁判所第二小法廷 判決 破棄差戻し 東京高等裁判所	全文
最高裁判例	平成22(行ツ)300 公金支出差止請求上告, 同附帯上告事件 平成23年12月15日 最高裁判所第一小法廷 判決 その他 大阪高等裁判所	全文
最高裁判例	平成22(受)16 不当利得返還請求事件 平成23年12月15日 最高裁判所第一小法廷 判決 破棄自判 東京高等裁判所	全文
最高裁判例	平成21(受)602 著作権侵害差止等請求事件 平成23年12月08日 最高裁判所第一小法廷 判決 その他 知的財産高等裁判所	全文
最高裁判例	平成22(行ヒ)175 賃借料返還等請求住民訴訟事件 平成23年12月02日 最高裁判所第二小法廷 判決 破棄自判 名古屋高等裁判所	全文
最高裁判例	平成23(受)307 不当利得返還請求事件 平成23年12月01日 最高裁判所第一小法廷 判決 破棄自判 東京高等裁判所	全文
最高裁判例	平成22(受)1587 前渡金返還請求事件 平成23年11月24日 最高裁判所第一小法廷 判決 棄却 大阪高等裁判所	全文
最高裁判例	平成22(受)78 求償債権等請求事件 平成23年11月22日 最高裁判所第三小法廷 判決 破棄自判 大阪高等裁判所	全文
最高裁判例	平成22(受)1584 立替金請求事件 平成23年11月17日 最高裁判所第一小法廷 判決 棄却 大阪高等裁判所	全文

[次へ](#)



裁判所のウェブサイトでは、一部PDFを利用しています。PDFファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。ボタンをクリックし、Acrobat Readerをダウンロードして下さい。

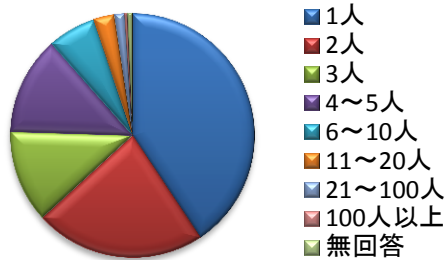
Copyrights (C) 2005 Supreme Court of Japan. All Rights Reserved  
写真、イラストおよび画像データの無断転載を禁じます。

**回答数 514**

1.事務所規模

(1)弁護士数

1人	209
2人	116
3人	63
4～5人	67
6～10人	33
11～20人	14
21～100人	7
100人以上	2
無回答	3
計	514



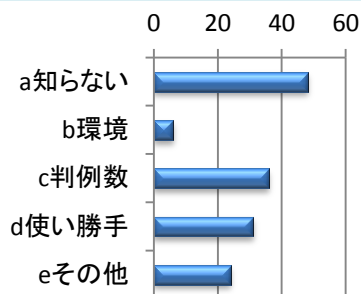
4.裁判所ホームページで提供されている判例データベースを利用しているか。

a利用している	378
b利用していない	132
なぜか...ab両方選択	1



5.裁判所の判例検索利用しない理由

a知らない	48
b環境	6
c判例数	36
d使い勝手	31
eその他	24



■その他

- 独自のデータを使用している
- 商用データベースを利用
- 9 必要性なし
- 3 必要なとき利用する
- 判例集等で十分のため。第一法規判例体系を補助的に使用
- 最近判例は法務速報で情報入手
- PDFの形式が新しく読めない
- 図書館のもの(他のデータベース)を利用する
- 利用料が高い
- 雑誌を読むことで記憶に残るから
- 私がインターネットになじみがないため
- 使い方がよくわからない
- 不勉強

6. 商用の判例データベース導入していますか。

a導入している	421
b導入していない	91
無回答	2



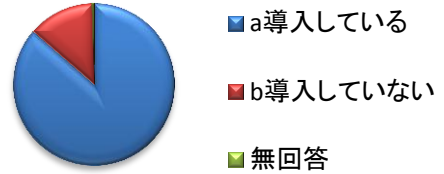
弁護士が1人の事務所

a導入している	155
b導入していない	53
無回答	1
合計	209



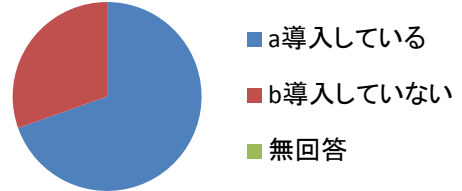
弁護士が2～10人事務所

a導入している	241
b導入していない	37
無回答	1
合計	279



弁護士が11人以上の事務所

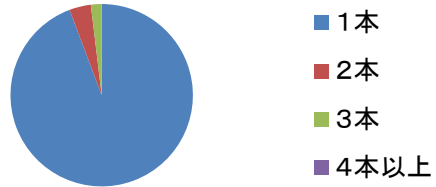
a導入している	16
b導入していない	7
無回答	0
合計	23



※判例検索ソフトの導入数

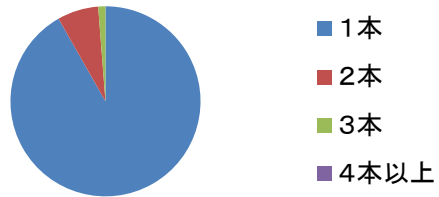
弁護士が1人の事務所

ソフト導入数	
1本	148
2本	6
3本	3
4本以上	0



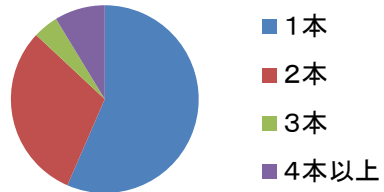
弁護士が2～10人の事務所

ソフト導入数	
1本	223
2本	17
3本	3
4本以上	0



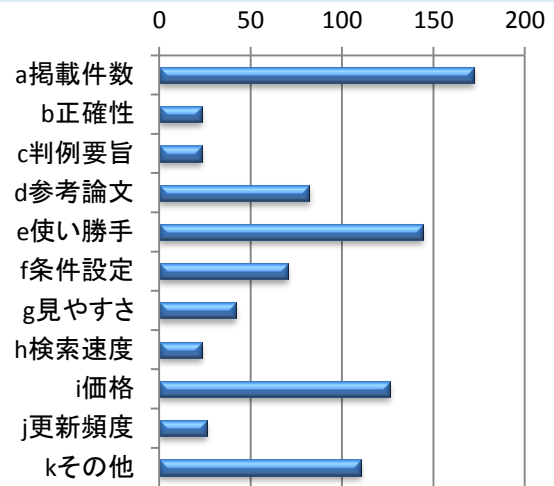
弁護士が11人以上の事務所

ソフト導入数	
1本	13
2本	7
3本	1
4本以上	2



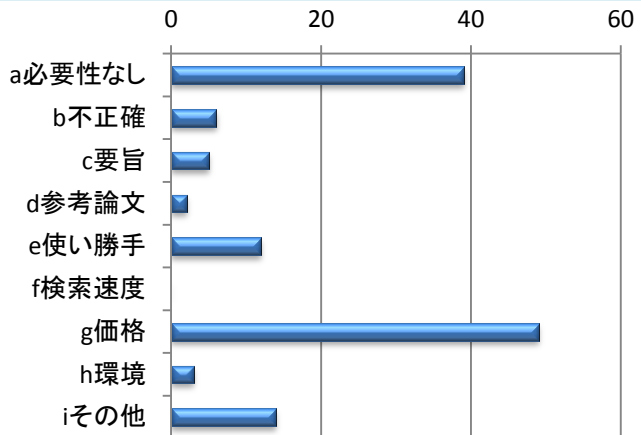
8.その判例データベースを選択した理由

a掲載件数	172
b正確性	23
c判例要旨	23
d参考論文	82
e使い勝手	144
f条件設定	70
g見やすさ	42
h検索速度	23
i価格	126
j更新頻度	26
kその他	110



9.導入しない理由

a必要性なし	39
b不正確	6
c要旨	5
d参考論文	2
e使い勝手	12
f検索速度	0
g価格	49
h環境	3
iその他	14

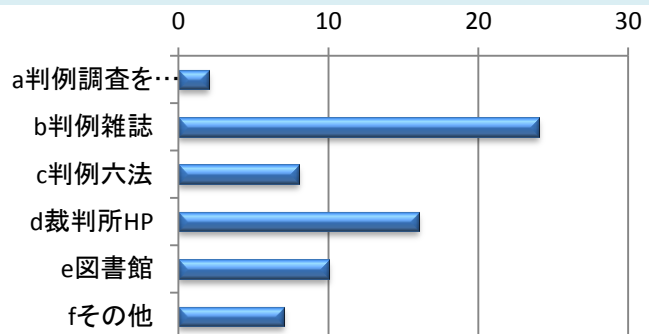


■その他理由

- 不勉強
- 現在、比較検討中である
- 判例集、商業誌で十分
- 利用しようと考えているが忙しくて申し込めていない。どこを利用すべきか迷っている
- 判例マスター廃止後、利用を控えるようになった
- CDで半年ごとに更新されているもの(判例マスター)を使用していたがなくなった
- 目的のものを全てカバーするデータベースでない
- 3 弁護士の図書館で利用している
- 過去に利用していたが、高額な価格の割合に見合う検索システムになっていないし、利用頻度も多くなかった
- 雑誌を読むことで記憶に残るから
- 出版物で探す方が安心

10.必要性を感じない理由

a判例調査を行っていない	2
b判例雑誌	24
c判例六法	8
d裁判所HP	16
e図書館	10
fその他	7



■その他理由

- 不勉強
- 判例集、商業誌で十分
- 真に有用な判例は、仲間の情報の方が早い

## 2009年判例データベース利用実態調査

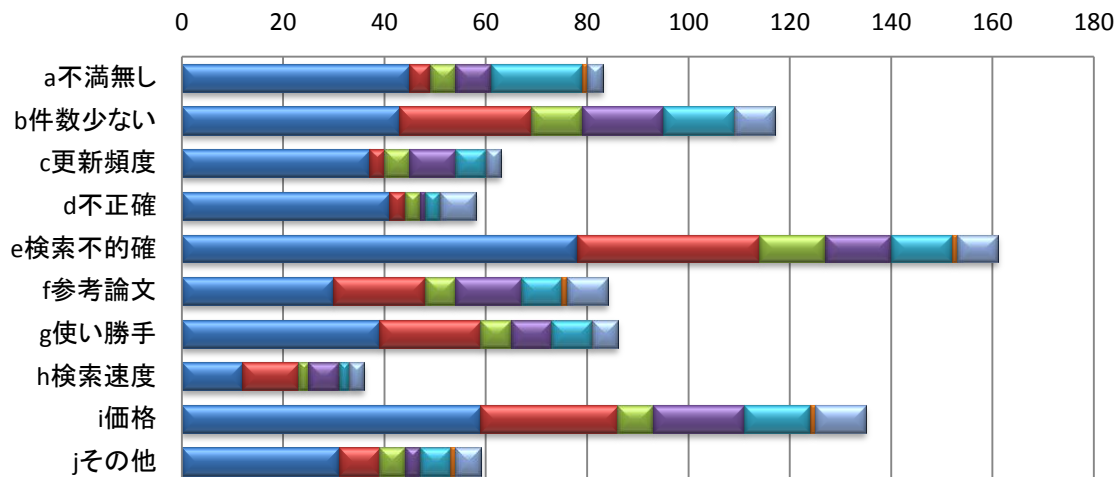
大体、文献で足りる

図書館で種々の判例に関わる文献を調べて読み込む

過去に利用していたが、高額な価格の割合に見合う検索システムになっていないし、利用頻度も多くなかった

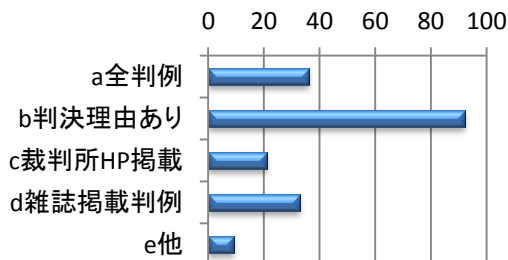
### 11.現在利用している判例データベースに対する不満

a不満無し	78
b件数少ない	102
c更新頻度	47
d不正確	53
e検索不的確	143
f参考論文	70
g使い勝手	79
h検索速度	28
i価格	117
jその他	55



### 15.判例掲載件数

a全判例	36
b判決理由あり	92
c裁判所HP掲載	21
d雑誌掲載判例	33
e他	9



### 16. eの場合、どの範囲が適当か

#### 3 弁護士を含む選考機関により選定された判例

上訴審のものは、その下級審すべて

民間の公開データベースなどからも収集を行っていただけると助かります。(兵庫会など)

それぞれの専門分野にて注目すべき判例(消費者、マンション等)

保険

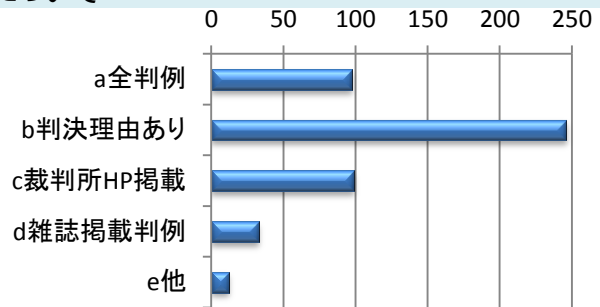
選択がむずかしい。研究者は別として実用としてはある程度絞り込むべきでしょうが…。いい思いつきが出ません

なるべく多く



17. 裁判所による判例本文のデジタルデータの公表について

a全判例	97
b判決理由あり	246
c裁判所HP掲載	99
d雑誌掲載判例	33
e他	12



18. eの場合、どの範囲が適当か

4 弁護士を含む選考機関により選定された判例

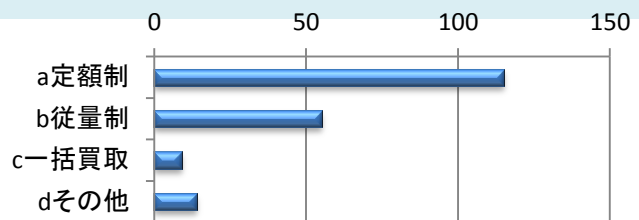
裁判所が保有するあるいは裁判官がアクセス可能な範囲

実質的な法解釈、適用について判断しているもの。弁護士を含む選考機関により選定された判例基本的にであるが、関係者のプライバシーに配慮すべき。氏名・住所等を消すだけでは不十分なのでbが難しければcのうち原審、原々審、差戻審などだけでもすべて掲載していただくと助かります

bとcの間  
bとcの中間。あまり良くない判決もあるので、判決理由あるもの全て公開は適切でない  
dより狭く、cより広い。もう少し出しても良いように思う  
最高裁や高裁でも重要判例の下級審判例  
特に公開の必要性を感じない

19. 価格体系

a定額制	115
b従量制	55
c一括買取	9
dその他	14



■その他記載

ともかく、一人事務所でもリーズナブルに利用できるように値下げ

1件単価性

上限額のある従量制

弁護士の人数に応じた価格ではなく事務所単位で定額にして欲しい

途中解約を可能にして欲しい

経営を考えると低い定額制で従量制が妥当か

基本料金＋従量料金（電話料金と同じような体系）

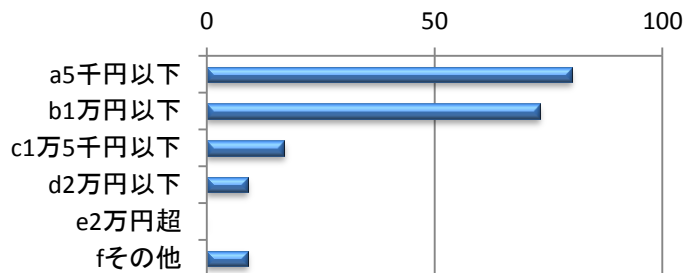
a+bの組み合わせ

bがどのような形態の従量制というのか不明だが、ネット上の新聞の確約検索システムのように閲覧したものにだけ料金が加かるようにしてほしい。その形態としてネットでの検索を希望する

使用の都度支払う

20. 望ましい価格(1人あたりの月額費用)

a5千円以下	80
b1万円以下	73
c1万5千円以下	17
d2万円以下	9
e2万円超	0
fその他	9



■その他記載

1件500円

データを開く1件ごととすることがよい

1000円

## 2009年判例データベース利用実態調査

2000～3000円

事務所単位で定額

使用頻度に応じて支払うよにする

利用頻度を考えれば、弁護士会の図書館で検索します

雑誌ソフト代の値段が高すぎる

なるべく安く